

## 元都職員・元都議会議員の表彰に関する考え方について

### 1 元都職員・元都議会議員の表彰についての考え方

「スポーツ功労賞に関する被表彰者等の推薦における留意事項について」第3の5において、東京都職員又は東京都議会議員の歴を有する者は、欠格事項にあたと定めており、ただし書では、「離職後相当年数を経過し、かつ、在職中の職務に関連しない功績である場合はこの限りではない」としています。

最近の受賞者の中には、長年都職員・都議会議員として務めた後に、職務とは関連しない事績で受賞される方がいらっしゃいます。その際に、離職後の経過年数について質問等を度々受けることから、東京都として目安を設定しましたので、今後の参考にしてください。

### 2 離職後経過年数の目安について

おおむね15年程度経過していることが望ましいとしますが、10年以上経過しており、かつ、特別な事情がある場合には、事前に東京都に御相談ください。

功績内容については、在職中の職務に関係しないことに限りますので御注意ください。

特に、「体育の教員」を推薦される事例が多くみられますが、こちらはスポーツと関連した職務となりますので、体育の教員歴を有する方を候補とすることはできません。